



# 入札・契約制度の抜本的改革方針

## 【目的】

適正な競争原理の下、地域の守り手である建設業界の維持・発展を図るとともに、頑張る建設業者を育成する。

## 【課題】

- ①更なる公平性の確保と競争性の向上
- ②災害対応可能な建設業者の確保・減少防止

## 【対策】

### 《更なる公平性の確保と競争性の向上》

- ・ 格付け等級区分の見直し  
※現在の全業種4段階から、土木一式は5段階に細分化、建築一式は4段階を維持、その他の業種は3段階に再編
- ・ 上位等級業者の少額工事への入札参加の制限  
※原則として当該等級と直近下位等級の対象工事のみ入札参加可能
- ・ 1億円以上の工事における県下全域での競争の促進
- ・ 格付けにおける完成工事高評価の縮減
- ・ 総合評価における企業実績評価の価格帯に応じた縮減  
※少額工事ほど企業の持ち点割合を縮減し、工事ごとの施工体制等を重視

### 《災害対応可能な建設業者の確保・減少防止》

- ・ 災害復旧工事における指名競争入札の対象拡大（3千万円未満⇒1億円未満）
- ・ 格付けにおける防災士や危険度判定士の新規評価

### 《業界の維持・発展》

- ・ 格付けにおける担い手確保等の取組みの新規評価
- ・ 総合評価における設備等施工体制の評価の充実  
※工場、作業船等の評価を引き上げ（5点⇒10点）  
〔中小零細企業の受注確保〕
- ・ 最下位等級の上限の引上げ（8百万円⇒1千万円）
- ・ 少額工事の総合評価における地理的要件の重視  
※評価区分に旧市町村単位を採用

### 《頑張る建設業者の育成》

- ・ 直近上位等級の対象工事に入札参加できるチャレンジ枠の設定
- ・ 入札参加要件において求める施工実績・従事経験の条件緩和（入札参加要件から総合評価へのシフト）
- ・ 少額工事の総合評価における企業実績評価の廃止  
※B等級以下は企業実績を評価しない簡易実績型を採用